

議 事 録

第 9 回 定 例 総 会

平成30年4月9日

太田市農業委員会第9回定例総会議事録

開会日時 平成30年4月9日(月) 午後 2時
閉会日時 平成30年4月9日(月) 午後 3時25分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (22人)

1 川田 明	2 丸山 忠	3 木暮 昌弘	4 中村 博正
5 遠坂 修一	6 藤生 博	7 吉田 清和	8 牛久保 榮治
9 小林 良孝	10 糸井 敏幸	11 岡田 貴男	12 塚越 寶
13 山田 清作	14 高柳 章	15 石原 孝志	16 新井 章夫
17 清水 由紀江	18 武内 満	19 藤本 富久	20 茂木 利子
21 片亀 昌子	22 中村 薫		

欠席委員
(0人)

出席職員 (7人) 小林局長 北村次長 宮崎係長代理 西野目係長代理 高橋主任 青木主任 野村主事

会議に付した事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(会長)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(会長)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について	(会長)
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	(会長)

報告事項

報告第1号	太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第9回農業委員会定例総会を開催いたします。

3 会期の決定

事 務 局 出席者22名、過半数以上の出席なので、本日の定例総会は成立することをご報告いたします。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。

会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは19番 藤本 富久 委員 と20番 茂木 利子 委員 のお二人をお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 はい、訂正が1件ございます。議案書の19ページをお開きください。報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、提出31件となっておりますが、正しくは提出26件となりますので、訂正をお願いいたします。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が、会長あてにあつたので処分の決定を求めます。提出件数は3件です。
事務局より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番 藪塚町の土地 畑 2,279 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
2番 新田小金町の土地 畑 388 m²を取得し、経営規模を拡大したい。
3番 新田市野倉町の土地 畑 937 m² 外3筆 計3,562 m²を取得し、経営規模を拡大したい。

なお、番号1番から3番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
なお、番号2番と3番については、第5地区協議会にも関連がありますので併せて報告をお願いします。

5番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は花卉販売業兼農業を営んでおり業務拡大するものです。譲渡人は相続した農地を管理耕作しておらず、知人に家庭菜園として使用してもらっています。現地を確認したところ、農地は全て適正に管理されており、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているとの意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

6番委員 番号2番について報告いたします。譲受人は水稻、ほうれん草、スイカを中心とした農家で、意欲的に農業に取り組んでおり、経営規模を拡大するものです。現地を確認したところ、農地は全て適正に管理さ

れており、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

つづきまして番号3番について報告いたします。譲受人は、ほうれん草、ごぼうを中心とした農業経営を行っており、長男が農業を続けるため経営規模を拡大するためのものです。

現地を確認したところ、農地は全て適正に管理されており、周辺農地への支障もなく、問題ないものと判断し、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

19番委員

番号2番の農地性の確認について報告いたします。現地を確認したところ、北側は道路、東側は道路、西側と南側は宅地で申請地は耕されており、農地性は十分であると確認しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

20番委員

つづきまして番号3の農地性の確認について報告いたします。現地を確認したところ、北側と西側は道路、南側は太陽光発電施設、東側は宅地となっており、申請地は大根が作付けされており、農地性は十分であると確認しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま第6地区協議会及び第5地区協議会より、番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

6番委員

番号3番の新田市野倉町の上から2番目の筆の土地について、台帳宅、現況畑となっており、宅地を畑として使用していると思われるが、このような場合は、農地として取り扱うのか、宅地として取り扱うのか、税金の関係もあるかと思うので、事務局より教えていただきたい。

事務局

農地法では農地の判断は現況主義となりますので、現況が農地であれば農地としての取り扱いとなります。お問い合わせいただきました土地につきましては、課税は農地課税となっております。

6番委員

この土地に作業小屋等を建てる場合には、農地法の許可が必要になるのでしょうか。台帳が宅であるため許可不要なのでしょうか。

事務局

登記地目に関係なく現況で判断しますので、こちらの土地は登記地目は宅地になりますが、農地法の農地に該当するため、農地以外に利用する場合には農地法の許可が必要となります。

議 長
委 員

他にご意見ご質問等ございますか。
なし。

議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。
番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定
します。

議 長 つづきまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が、
会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は9件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 下田島町の土地 493 m²、農地区分につきましては「概ね10ha
以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地
と判断されます。第一種農地は原則不許可となりますが、「住宅で集落
に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと
考えます。なお、以降の案件において、同様の理由で第一種農地と判
断されたものにつきましては、説明を省略させていただきます。
一般住宅用地として転用するものです。

2番 龍舞町の土地 236 m²、農地区分につきましては「宅地化に達
している区域に近接する農地の区域で、概ね10ha未滿にある農地」の
理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、第
二種農地と判断されたものにつきましては、同様の理由のため、説明
を省略させていただきます。
農作業所、物置用地として転用するものです。

3番 鳥山上町の土地 94 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は
原則不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で、
集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題な
いと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由で第一種農地
と判断されたものにつきましては、説明を省略させていただきます。
露天駐車場用地として転用するものです。

4番 鳥山上町の土地 458 m²、農地区分は第二種です。
鉄工所用地として転用するものです。

5番 大館町の土地 1,747 m²、農地区分は第二種です。
太陽光発電事業用地として転用するものです。

6番 新田小金井町の土地 315 m²、農地区分は第一種です。

露天駐車場及び露天資材置場用地として転用するものです。

7番 藪塚町の土地 339 m²、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

8番 山之神町の土地 488 m²、農地区分は第一種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

9番 大原町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

議長 事務局の提案が終わりましたので、各地区協議会での結果報告をお願いします。はじめに、番号1番について第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10番委員 番号1番につきまして、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

申請人は、現在の住宅を調査したところ、農地法の許可を得ずに一般住宅用地として使用していたことが判明し、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、周囲の東側と南側は市道、北側は昭和39年に本家から譲渡された分家の宅地、西側は本家の畑で家庭菜園となっており、周囲は住宅地です。したがって、周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま第1地区協議会より、番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9番委員 番号2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。申請人は、現在の住宅を調査したところ、農地法の許可を得ずに農作業所、物置を設置していたことが判明した

ため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、西側は道路、南側は宅地、東側は畑です。したがって、周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま第2地区協議会より、番号2番について報告がありました。ご意見ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて番号3番と4番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 番号3番と4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号3番について報告いたします。申請人は、調査したところ、許可を得ずに隣接する鉄工所の駐車場として利用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、東側は申請者の工場、西側は畑、北側は道路で、周囲は住宅地となっているため周辺農地に対する支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。申請人は番号3番と同一人であり、鉄工所を昭和57年に建設しましたが、調査したところ、許可を得ずに建設していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。

再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま第3地区協議会より、番号3番と4番について報告がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないので、採決いたします。

番号3番と4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番と4番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて番号5番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

14番委員 番号5番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
申請人は申請地を不耕作状態であり、農作業を行うことが年々難しい状況にあり土地を有効活用するため、太陽光パネルを設置するものです。現地を確認したところ、南側は利根川の堤防で、東側は住宅地、北側半分は太陽光パネルが設置され残り半分は道路となっており、道路の北側は無人の宅地、西側は利根川の堤防に上がる道路で、道路の西側は畑となっております。周辺農地への支障もなく問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま第4地区協議会より、番号5番について報告がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。
番号5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号5番を許可とすることに決定します。

議 長 つづいて番号6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 番号6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は申請地を駐車場及び資材置場として利用するために申請を行うものです。現地を確認したところ、周囲は北、南、西が宅地、東側は農地であり、周辺農地への支障もなく問題ないと思われ、許可要件を満たしていると意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長 ただいま第5地区協議会より、番号6番について報告がありましたが、

ご意見ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

委員 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。

委員 議長 番号6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 議長 (挙手 全員)

委員 議長 全員賛成でありますので、番号6番を許可とすることに決定します。

委員 議長 つづいて番号7番から9番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号7番から9番について、本地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号7番について報告いたします。申請人は相続により申請地を取得し、申請地の傍らにある自己の宅地の一部に共同住宅を建設し、その露天駐車場として申請地を利用するものです。周囲の状況は、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は道路です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

番号8番について報告いたします。申請人は父の代から相当な期間通路として使用しており、農地法の許可を得ていないことが判明したため、始末書を添付して是正するものです。周囲は西側は道路、南側と北側は宅地、東側は畑です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

5番委員 番号9番について報告いたします。申請人は老朽化した実家を取り壊し、借家に仮住まいしているため、自己の住宅を建築するものです。今回、農振除外申請が許可となり、早期に生活基盤を安定させたく申請するものです。周囲は北側は道路を挟んで住宅地、その他は農地となっています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。

委員 議長 ただいま第6地区協議会より、番号7番から9番について報告がありました。ご意見ご質問等ございますか。

委員 議長 なし。

委員 議長 ご意見ご質問等ないようですので、採決いたします。

- 番号7番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号7番から9番を許可とすることに決定
します。
- 議 長 つづきまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画
変更申請が、会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 新田市町の土地 991㎡ 外3筆 計 3,964のうち3,685㎡に
ついて、農畜産物処理加工施設として、賃貸借による許可を受けたが、
契約内容を地上権に変更するものです。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について第5地区協議会
の調査した意見結果を報告願います。なお、13番委員は議事に参与
することができませんので、退出をお願いします。
(13番委員 退出)
- 20番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき
調査した結果を報告いたします。平成30年2月16日付けで農畜産
物処理加工施設用地として許可されたものです。地上権設定として許
可申請すべきところ、誤って賃貸借として申請してしまったため、こ
の度、地上権設定による許可を受けたく申請するものです。なお、当
初の事業計画に変更はございません。地区協議会で協議した結果、承
認相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。再度ご審議のほど、よろしく願い
いたします。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等も無いようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定します。
13番委員は入室してください。
(13番委員 入室)

議 長 つづきまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が、
会長あてにあったので、審議を求めます。
提出件数は45件です。事務局より、一括提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数45件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 431 m²、農地区分は「宅地化に達している区域
に近接する農地の区域で、概ね10ヘクタール未満の農地」の理由か
ら第二種農地と判断されます。なお、以降の案件につきまして同様の
理由となるものについては説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 米沢町の土地 458 m²、農地区分は「概ね10ヘクタール以上の
規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断
されます。第一種農地は原則不許可ですが、「周辺に居住する者の業務
上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」につきましては例外
規定があり問題はないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

3番 別所町の土地 1,107 m² 外2筆 計 1,571 m²、農地区分は第二
種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

4番 脇屋町の土地 428 m² 外1筆 計 471 m²、農地区分は第二種で
す。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 矢場新町の土地 312 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

6番 矢場町の土地 804 m² 外4筆 計 2,996 m²、農地区分は第二種
です。

太陽光発電施設用地として転用するものです。

7番 矢場町の土地 276 m² 外1筆 計 322 m²、農地区分は第二種で
す。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 台之郷町の土地 302 m² 外1筆 計 516 m²、農地区分は第二種

です。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 上小林町の土地 495 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則不許可ですが、「住宅で、集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり問題はないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 東金井町の土地 298 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 295 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

12番 東金井町の土地 17 m² 外1筆 計 204 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

13番 東長岡町の土地 414 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 安良岡町の土地 811 m² 外2筆 計 1,737 m²、農地区分は第二種です。

露天建設資材置場用地として転用するものです。

15番 安良岡町の土地 662 m² 外1筆 計 1,404 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電事業用地として転用するものです。

16番 龍舞町の土地 722 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

17番 原宿町の土地 373 m² 外2筆 計 2,180 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電事業用地として転用するものです。

18番 原宿町の土地 393 m² 外7筆、計 7,965 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電事業用地として転用するものです。

19番 原宿町の土地 214 m² 外7筆 計 4,840 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電事業用地として転用するものです。

20番 緑町の土地 1,473 m² 外1筆 計 2,060 m²、農地区分は第一種です。第一種農地につきましては原則転用不許可となりますが、「コンビニエンスストア等休憩所に類する施設で都道府県道の沿道の区域に設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

店舗用地として転用するものです。

21番 吉沢町の土地 225 m² 外1筆 計 428 m²、農地区分は第二種です。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

22番 丸山町の土地 548 m²、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として転用するものです。

23番 大鷲町の土地 462 m² 外1筆 計 1,043 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

24番 大鷲町の土地 405 m² 外1筆 計 964 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

25番 大鷲町の土地 538 m² 外2筆 計 1,615 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

26番 大鷲町の土地 343 m² 外2筆 計 1,129 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

27番 大鷲町の土地 829 m² 外1筆 計 1,671 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電施設設置用地として転用するものです。

28番 大鷲町の土地 799 m² 外2筆 計 2,105 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

29番 大鷲町の土地 677 m² 外2筆 計 1,334 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

30番 大鷲町の土地 476 m² 外1筆 計 971 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

31番 大鷲町の土地 1,195 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

32番 大鷲町の土地 333 m² 外1筆 計 1,017 m²、農地区分は第二種です。

太陽光発電設置用地として転用するものです。

33番 岩松町の土地 500 m²、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

34番 亀岡町の土地 1,039のうち11㎡、農地区分は「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき区域内の農地」との理由から農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可となりますが、一時的な利用に供される場合については例外規定があり、問題ないと考えます。

排水管設置用地として一時転用するものです。

35番 亀岡町の土地 45㎡ 外1筆 計499㎡、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

36番 粕川町の土地 745㎡ 外1筆 計1,287、農地区分は第二種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

37番 新田市野井町の土地 457㎡、農地区分は第二種です。

一般住宅用地として一時転用するものです。

38番 新田上田中町の土地 228㎡、農地区分は第二種です。

自動車整備工場用地として転用するものです。

39番 新田上田中町の土地 165㎡、農地区分は第二種です。

自動車整備工場用地として転用するものです。

40番 新田上田中町の土地 1,199㎡、農地区分は第一種です。

露天資材置場用地として転用するものです。

41番 新田大町の土地 838㎡ 外1筆 計1,062㎡、農地区分は第一種です。

露天駐車場用地として転用するものです。

42番 藪塚町の土地 912㎡、農地区分は第一種です。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

43番 藪塚町の土地 955㎡、農地区分は第一種です。第一種農地につきましては原則転用不許可となりますが、「既存施設の2分の1以内の敷地拡張」につきましては例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場用地として転用するものです。

44番 山之神町の土地 1,231㎡、農地区分は第二種です。

店舗用地として転用するものです。

45番 大久保町の土地 479㎡、農地区分は第一種です。

一般住宅用地として転用するものです。

議長 事務局の提案が終わりましたので、各案件について地区協議会での結

果報告をお願いします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員

番号1番と2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号1番について報告いたします。譲受人は現在伊勢崎市内のアパートに住んでおり、将来のことを考え妻の両親の住居に隣接する住宅環境の良い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南中学校の東側に道路を挟んで申請地の進入路が隣接しており、南側は宅地、東側は水路を挟んで畑、西側は譲受人の小さな畑を挟んで宅地、北側は畑となっています。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号2番について報告いたします。譲受人は造園業を営んでおり、資材置場が不足しているため申請地を借り受け資材置場として利用するものです。なお、地権者は遠方のため、耕作は困難であるとのことです。現地を確認したところ、申請地は遊休農地であり、南側は道路を挟んで田、他は宅地に囲まれており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号1番と2番について、再度ご審議のほどよろしくお願いたします。

12番委員

つづいて番号3番と4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

はじめに番号3番について報告いたします。譲受人は新工場の稼働に伴い増員した従業員及び社員の駐車場が不足しているため、申請地を取得し、駐車場として利用するものです。現地確認をしたところ、本社入り口の道路を挟んで、北は住宅、南側は道路、東側は畑となっております。畑との境界はU字構及び細い道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号4番について報告いたします。譲受人は現在実家で親と同居しており、将来のことを考え申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、一連の住宅用地として開発している区域内で、北側は現在住宅建築中、南も住宅、東は畑となっております。畑の進入路は東の道路から進入できるため、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号3番から4番について、再度ご審議のほどよろしくお願いたし

ます。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定します。

議長 つづいて番号5番から22番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 番号5番から15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号5番についてですが、譲受人は東新町の賃貸住宅に家族3人で暮らしています。資金の調達も出来、立地条件の良い土地でありましたので、マイホームを建築したいとのことです。現地を確認してきましたが、東は田、南と北は宅地、西は道路で、周辺農地への支障もなく、問題ないと思われ、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号6番について報告いたします。譲受人は足利市の法人で太陽光発電施設用地として利用するものです。現地を確認したところ、東が道路、北は住宅、その隣に太陽光発電が設置されています。西と南は畑地です。周辺農地への支障もないので、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号7について報告いたします。譲受人は市内のアパートに住んでおり、資金の調達が出来たので、申請地を買受け転用したいとのことです。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて8番について報告いたします。譲受人は内ヶ島町のアパートに住んでおり、手狭になり資金調達も出来たので自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、南側は宅地、東側は県立太田東高校で、西側は道路で周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号9番について報告いたします。譲受人は妻の祖父より使

用貸借として借り受け、自己の住宅を建築したいとのことです。現地を確認したところ、北側と西側は道路、南側と東側は農地で、東側の隣地境界線にブロック基礎工事しますので、周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号10番について報告いたします。譲受人は、申請地の北側に居住しており、使用貸借をして住宅を建築するものです。調査をしたところ、農地に建物を建てていた経緯があり、始末書を添付しています。現地を確認したところ、東側は道路、西側は山林、南側は山林、北側は譲受人の住居であり、周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

つづいて11番について報告いたします。譲受人は太田市内の共同住宅に住んでおり、申請地を取得し住宅建築を計画いたしております。現地を確認したところ、東側は農地、西側は道路で、南側は議案第4号1番の住宅予定地、北側は農地であり、周辺農地支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて12番について報告いたします。譲受人は共同住宅に住んでおり、申請地を取得し住宅建築を計画いたしております。現地を確認したところ、東側は農地、西側は道路で、南側は議案第4号11番の住宅予定地、北側は農地であり、周辺農地支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて13番について報告いたします。譲受人は太田市内の共同住宅に住んでおり、申請地を取得し住宅建築を計画いたしております。現地を確認したところ、東側は道路で、西側は太陽光発電所、北側は譲渡人の土地であり周辺農地への支障もないので、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて14番について報告いたします。譲受人は申請地の隣接地で、建設業を営んでおり申請地を賃貸し、露天資材置場として使用計画いたしております。現地を確認したところ、東側は譲受人の所有地、南側は宅地及び譲渡人の会社所在地、西側は122号バイパスであり、周辺農地への影響はなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて15番について報告いたします。譲受人は太田市龍舞町で太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し太陽光発電所を建設設計いたしております。現地を確認したところ、東側は休泊堀用水路、西側は道路、南側は農地、北側は農地であり、周辺農地への影響はなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号5番から15番について、再度ご審議のほどよろしく願いいた

します。

9番委員

つづいて番号16番について報告いたします。譲受人は太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、南側は道路、周囲は山林であり、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

番号16番について、再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1番委員

つづいて番号17番から22番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号17番について報告いたします。譲受人太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、東側は道路、南側は太陽光発電施設予定地、西側と北側が畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号18番について報告いたします。申請地が原宿町と丸山町に分かれていますので、それぞれ報告します。申請人は太陽光発電に営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。丸山町の現地を確認したところ、南、北、東は道路、西は住宅と畑となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。原宿町の現地を確認したところ東が道路と畑、南が道路、西が畑で一部宅地となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号19番について報告いたします。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。現地を確認したところ、北側は道路、西側は宅地、東側は太陽光発電施設、南側は宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号20番について報告いたします。県道に面し交通の便が良い申請地を借り受け、コンビニエンスストアを設置するものです。現地を確認したところ、東、西側は道路、南側は田、北側は雑種地を挟んで県道となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号21番について報告いたします。譲受人は土地を調査したところ、許可を受けずに宅地の一部として利用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、北側は道路、南と東側は畑、西側は宅地となっており、周辺農地への

支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号22番について報告いたします。譲受人は借家に住んでおり将来のことを考え妻の実家に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南側は住宅、西側は道路を挟んで住宅、東側は川を挟んで道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号17番から22番について、再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 　　ただいま第2地区協議会より、番号5番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
議 長 　　ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。
番号5番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号5番から22番を許可とすることに決定します。
- 議 長 　　つづいて番号23番から32番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 　　第3地区協議会より番号23番から32番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号23番から32番については、譲受人が同一の申請人であり、申請目的も同一で申請地が隣接しているため、一括して報告いたします。
譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、太陽光発電に適地である申請地を取得し、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は23筆あり、同一区域です。周囲は道路、水路、農地と接しています。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題ないと思います。また、筆ごとにフェンス設置が計画されており、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長 　　ただいま、第3地区協議会より、番号23番から32番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

15番委員	農地売買の単価はいくらぐらいで取引されているのか。
3番委員	1反約200万円です。
議長	ただ今の質問に関して他にございますか。
委員	なし。
議長	他にございますか。
15番委員	参考までにお聞きしますが、番号23番から32番の申請人である法人は太陽光発電を営んでいるということですが、具体的にどのような会社なのでしょうか。それと今回の大鷲町の太陽光発電設置用地の合計面積をお聞きしたいと思います。
3番委員	合計面積は13,000㎡です。
事務局	当該法人は主に太陽光発電による売電事業、太陽光発電に関するコンサルティング、太陽光遠隔監視システムの販売業を主な事業としています。その他に自動車の販売業、不動産業等を営んでおります。
議長	他にございますか。
委員	なし。
議長	他にご意見ご質問等ないようですので、採決したいと思います。 番号23番ら32番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号23番から32番を許可とすることに決定します。
議長	つづいて番号33番から36番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
22番委員	番号33番から35番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査いたしました結果を報告します。 はじめに番号33番について報告いたします。譲受人は実家に住んでおり、申請地を祖父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東と南は祖母の畑、西は道路、北は住宅となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。 番号34番については隣接地に分家住宅を建築することから、排水管の埋設工事を行うため、申請地を父から借り受け、一時転用するものです。現地を確認したところ、東が番号35番の申請地、南が道路を挟んで田、北が畑、西が道路となっています。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号35番について、譲受人は借家に住んでいますが、申請地を父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東と南は道路、西は父の土地、北は住宅となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

14番委員

つづいて、番号36番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

譲受人は会社を営んでおり、隣接する工場従業員の増員に伴い、従業員駐車場が不足していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として利用するものです。現地を確認したところ、南側は道路挟んで鉄道、東は道路、北は住宅地、西側は譲受人の住宅になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長

ただいま、第4地区協議会より、番号33番から36番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。

番号33番から36番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号33番から36番を許可とすることに決定します。

議 長

つづいて番号37番から41番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

20番委員

番号37番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は実家の2階部分を借りて住んでいますが、子供も成長し手狭になったことから、申請地を父より借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西側は道路、北、東は住宅、南は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

2番委員

つづいて番号38番から40番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

番号38番について報告いたします。申請人は本家から使用貸借により自動車整備工場を経営しています。今回、申請地の名義変更のため調査をしたところ、一部許可を得ずに自動車整備工場用地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、南は申請人の住宅、北は道路、東は整備工場、西は道路と田になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号39番について報告いたします。番号38番の名義変更にあたり調査したところ、申請人の自動車整備工場の入り口部分が許可を得ずに利用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、南は道路、東は堤防、西が畑、北が自動車整備工場となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

つづいて番号40番について報告いたします。譲受人は法人で市内において建材販売業を営んでいますが、コンクリート製品の需要が増えつつあるため、戻りコンとして再販するため、また、砂利等の置き場も不足していることから、申請地を借り受け、露天資材置場として利用するものです。現地を確認したところ、南は道路、北は畑、東は道路、西は申請人の資材置場になっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

15番委員

番号41番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。譲受人は隣接地で食料品卸売業を営んでおり、入・出荷時大型車が込み合い、待機場所がないため、申請地を借り受け、駐車場用地とするものです。現地を確認したところ、北側と南側が宅地、東が畑、西側は道路となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 員 長	長	ただいま、第5地区協議会より、番号37番から41番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
	員	なし。
	長	ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。 番号37番から41番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)

- 議 長 全員賛成でありますので、番号37番から41番を許可とすることに決定します。
- 議 長 つづいて番号42番から45番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 番号42番から44番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
番号42番について報告いたします。申請地を調査したところ、祖父の代から許可を得ずに住宅用地として利用していたことが判明したため、始末書を添付し是正するものです。現地を確認したところ、西側が畑と道路、北側は宅地、東側と南側は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
つづいて番号43番について報告いたします。譲受人は隣接地で運送業を営んでおり、事業拡張に伴い駐車場が不足し不便なことから、申請地を取得し、駐車場用地として利用するものです。現地を確認したところ、西側が水路、南側は畑、東側は道路、北側は倉庫となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
番号44番について報告いたします。申請地は近所でコンビニエンスストアを営んでおり、県道拡幅事業による道路後退により営業が困難となることから、申請地を借り受け、店舗を建築し、移転するものです。現地を確認したところ、北が宅地、その他の周囲は道路となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしくお願いたします。
- 17番委員 つづいて番号45番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
譲受人は借家に住んでいるが、子どもが増え手狭になったことから、申請地を妻の父から借り受け、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、西と北が農地、南は道路、東が宅地となっており、周辺農地への支障もなく、問題ないため、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号42番から45番について報告

委員	<p>がありました。ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>なし。</p> <p>ご意見ご質問等ないので、採決したいと思います。</p> <p>番号42番から45番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>全員賛成でありますので、番号42番から45番を許可とすることに決定します。</p>
議長	<p>尚、3,000 m²を超える許可処分については群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更が無い場合、許可書の交付については太田市農業委員会会長専決規定に基づき、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。また、事務取扱の結果については来月の定例総会で報告することといたします。</p>
議長	<p>以上で、審議は終了いたしました。報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、3月分の許可書の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。</p>
議長	<p>つづいて、報告第2号から第5号まで一括して事務局より報告を求めます。</p>
事務局	<p>報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について8件提出されております。</p> <p>内訳につきましては、畑15筆 3,078.72 m² 計15筆 3,078.72 m² となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>つづきまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について26件提出されております。内訳につきましては、議案書22ページをご覧ください。田17筆 4,067.51 m²、畑16筆 7,422.00 m²、計33筆 11,489.51 m² となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p>

つづきまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は7件となっております。内容につきましては記載のとおりです。

つづきまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は6件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。以上、報告させていただきます。

議	長	ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等について、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	その他にご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	質問等無いようなので、以上で第9回定例総会を終了し散会とします。長時間に渡りご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 平成30年4月9日（月） 午後3時25分

標記顛末について、相違ないことを確認しここに署名押印する。

議 長

署名委員 19番

署名委員 20番